

きかでありそのようになっている。――なごの質疑があり、
採決の結果、当委員会としては全員が原案を可決すべきも
のと決定した次第であります。

何とぞご審議の上、当委員会決定でありご可決くださるよ
うお願いいたしました。報告いたします。

議長（末次性男君） 以上で本委員長職務代行者の審査報告は終
わりました。

これより本委員長職務代行者報告に対する質疑を行ないます。
（異議なしと呼ぶ者あり）

議長（末次性男君） 以上で質疑を終わります。

十一番（伊東忠次郎君） この際動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第四十号については、
討論を省略し委員会審査報告とあり可決されんことを望み
ます。

（賛成と呼ぶ者あり）

議長（末次性男君） おはかりいたします。ただいま伊東忠次郎

君から所定の賛成者を得て、本案は討論を省略し委員
会審査報告とあり可決されたい旨の動議が提出されましたが、
本動議のとおり決することに異議ありませんか。

（異議なしと呼ぶ者あり）

議長（末次性男君） ご異議なしと認めます。よって議案第四

十号昭和四十八年度福生市水道事業会計予算は委員
会審査報告のとおり可決されました。

議長（末次性男君） 日程第三十一陳情第七号地域児童図書館設
置に関する陳情書と議題といたします。

本件については総務委員会に審査を付託してありますの
で委員長から報告を願います。

（総務委員長田村匡雄君登壇）

総務委員長（田村匡雄君） ご指名がございましたので陳情審査報
告をいたします。

（陳情審査報告書朗読） 別添参照

引き続き本陳情書に対する当本員会における審査概要についてより大綱をご報告申し上げます。

各地ごとに児童図書館分室を設置されたいとして熊川団地住民から出されたもので、昨年六月の定例会に当本員会に付託されて以来七回にわたって審査を続けてまいりました。福生市の実情から考え図書館として行なっている現段階であり、児童図書館ということになると財政的にもなかなかむずかしい困難な点もあろう。——との意見もあり、本員会としては閉会中の継続審査として慎重に審査を続けてまいりました。今定例会に図書館設置条例も提出されていること等から合わせ結論づけざるべきであるという意見も出され、最終的には本員会といたしましては採択と決定した次第でございます。

議長

(末次性男君)

以上で本員長の審査報告は終わりました。

この採択と決定した次第でございまして、よろしく慎重審査の上、総務委員会決定のとおり採択くださるようお願い申し上げます。

これより本員長報告に対する質疑を行ないます。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長

以上で質疑を終わります。

あはかりいたします。陳情第ニ号に対する本員会の報告は採択と決定であります。

本件は本員会報告とあり決するに「異議ありませんか。」

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長

「異議なし」と認めます。よって陳情第ニ号は本員会報告とあり採択と決定いたしました。

議長

(末次性男君) 日程第三十二西多摩農業天清事務組合議会

議員の選挙を行ないます。

あはかりいたします。選挙の方法については指名推薦の方法によりたいと思っておりますがこれに「異議ありませんか。」

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長

(末次性男君) 「異議なし」と認めます。よって選挙の

方法は指名推選とすることに決定いたしました。

おはかりいたします。

指名の方法については議長において

指名することにいたしましたと思えますがこれにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長

（末次性男君）

ご異議なしと認めます。

よって議長に

ついて指名することに決定いたしました。

西多摩農業共済事務組合議会議員に

森田秀雄君

川窪清一君

以上二名を指名いたします。

おはかりいたします。

ただいま議長において指名した

森田秀雄君、

川窪清一君と西多摩農業共済事務組合議

会議員の当選人とすることに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長

（末次性男君）

ご異議なしと認めます。

よってただいま

議長が指名した森田秀雄君、

川窪清一君は西多摩農業共

済事務組合議会議員に当選されました。

議長

（末次性男君）

日程第三十三議案第四十九号福生市議会委

員会条例の一部を改正する条例を議題といたします。

議事係長として議案の朗読をいたさせます。

（須崎議事係長朗読）

省略

議長

（末次性男君）

朗読は終わりました。

本案木について提案理由の説明を求めます。

（一番員井喜代次君登壇）

一番員

（員井喜代次君）

ご指名がございましたので提案理由の説明を申

し上げます。

ご承知のように先に議決されました議案第二十七号福生

市組織条例にておかりのように、

庁内行政機構が改正され

ることになり、

これが実施に伴い議会側におきましても常任

委員会の所管事項に関して内容を改正する必要に迫られ

ましたのでここに提案を申し上げた次第であります。

改正の要点としては、先ほど朗読いたしましたとおり、課の新設と名称の変更に基づき、お午元にご配布の議案のとおり各常任委員会に配し、所管願おうとするものであります。

なお本実施行につきましては組織条例に合わせて行なうとするものであります。

慎重ご審議を賜わり、何とぞ原案可決されることをお願い申し上げます。まことに簡単でございますが説明を終わります。

議長（末次性男君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本議案に対する質疑を行ないます。

（異議なしと呼ぶ者あり）

議長（末次性男君） 以上で質疑を終わります。

十一番（伊東忠次郎君） この際動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第四十九号については、委員会付託及び討論を省略し原案のとおり可決されることを望みます。

かます。

（賛成と呼ぶ者あり）

議長（末次性男君） おはかりいたします。ただいま伊東忠次郎君から所定の賛成者を得て、本議案は委員会付託及び討論を省略し原案のとおり可決された旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決すことに異議ありませんか。

（異議なしと呼ぶ者あり）

議長（末次性男君） 異議なしと認めます。よって議案第四十九号は原案のとおり可決いたしました。

議長（末次性男君） 日程第三十四議案第五十号福生市健康都市宣言を議題といたします。

事務局長をして議案の朗読をいたさします。

（島田議会事務局長朗読） 省略

議長（末次性男君） 朗読は終わりました。

本議案について提案理由の説明を求めます。

(十九番大野行夫君登壇)

十九番(大野行夫君) 提案者を代表いたしましたとして補足説明をさせ
ていただきます。

ただいま局長より朗読されました本議案は、市民体育
館の建設もなりました健康と文化をもとに市民の生活のすべ
てに健全な体力を根底にすべて市民が協力し三つの柱に分
けて健康都市宣言とした次第でございます。

第一項に衛生都市としての生活環境の施設の整備。

第二項に疾病の退散をもとに治療と予防体制をつくり、第
三項において体力づくりを主とし、全市民が積極的な健康
増進の体制を整備する等をあげ、この案文をもって老人

対策、勤労者の生活道路の整備、緑化運動の推進等

市民の安心した生活環境より、あらゆる公害を根本より退
放し、新しい町づくりに市が中心となって進んでいくこと
であります。

ようしくこの趣旨にご賛同くださいますとしてご可決あうれます

議長(末次性男君) 以上で提案理由の説明は終わりました。
これより本案に対する質疑を行ないます。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(末次性男君) 以上で質疑を終わります。

十一番(伊東忠次郎君) この際動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第五十号については
委員会付託及び討論を省略し原案のとおり可決されんこ
とを望みます。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

議長(末次性男君) おはかりいたします。ただいま伊東忠次

郎君から所定の賛成者を得て、本案は委員会付託及
び討論を省略し原案とあり可決されたい旨の動議が提出
されましたが、本動議のとおり決することにご異議あり
ませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)



議長（末次性男君） ご異議なしと認めます。 よって議案本
第五十号は原案のとおり可決いたしました。

議長（末次性男君） 日程第三十五請願第二号福生駅東口開発
計画に関する請願書を議題といたします。

事務局長をきて請願書の朗読をいただきます。

（島田議会議事務局長朗読） 省略

議長（末次性男君） 朗読を終わりました。

紹介議員田村市郎君から本趣旨の説明を求めます。

（四番田村市郎君登壇）

四番（田村市郎君） ご指名をいただきましたので請願第二号
に対する紹介議員を代表いたしましてはなはだ僭越でござ
います。請願の趣旨説明を行なわせていただきます。

本請願の内容についてはただいま朗読されましたとおりであ
ります。さうに詳細について補足説明をいたし、あ
願いをいたす次第でございます。

ご承知のとおり福生駅東口開発計画は地元市民は申すま
でもなく、市当局並びに議会の方々においても十数年来
の重大なる関心事業でありました。幸いに議会人並びに
市当局は積極的に推進すべく地元民に対する説明会の開催、
四十八年度新予算においても計画費の一部歳出に折り込
んでいた。またこれは紹介議員一同、地元民の大半も
喜んでおり、本計画が一日も早く実行に移ることをあ
いに期待をいたしております。

しかしながら予算の関係もあり、都、国の方針
等の関係で本開発の計画から除かれた隣地、すなわち本請
願地区は大半が商店街であり、本地区の全地主並びに
一、二の方を除いた住民は以前より東口開発の強力な協
力者ばかりでございました。この住民の方々にとってこのた
びの発表による失望はここのほかでござります。まして
や現今発表されました市当局の計画によりますと、五年
間で実行するとのこと、またその後においての計画等は

あるのかもしれない。聞かされてないとのことでございます。

最近において駅前には人形店舗が進出し現在工事も着々と進行しております。さうに駅前の計画実行と

もなれば新店舗がふえることでありましょう。これを考

えますときに隣接の本請願地区駅の商店街の方々は将来の希望をなくしまして、

昨今がきびしい商業戦のありかう日々の商売の経営、

今後の方針等で自信を失ったと異口同音に叫んでありますのが実情であります。

東口開発については全議員各位には従来より特別にお骨折りをいたたいておりますが、

本請願地区の住民に対しても深いご理解と、ご支援をいただき、本地区を駅前の計画と同様な期間内の計画で実行されることを加えていた

きたいのが請願の趣旨でございます。

地区住民に対してもぜひ夢と希望を持たせていただき、

請願者を代表してはなはだ簡単であります。趣旨の説明といたします。

終わりに臨み本請願に対し各位の格段のご配慮をお願いいたします。ご採決賜わりますよう節にお願いを申し上げます。

議長（末次性男君） 以上で紹介議員の趣旨説明は終わりました。

これより本件請願に対する質疑を行ないます。

○十七番（関米吉君） うよつとあ尋ね申し上げますがこの地域の和田さんほか十名で十一名がこの地域の関係者、

そのほかの関係者の方々に反対とか何とかっていうのがあるのかもしれない。

その辺をうよつとあ尋ねいたします。

○四番（田村市郎君） この地域は地主は全員でございまして、一、二と

申しましたがお借りしている方一名だけでございまして、この請願に賛成しないわけでもないようでございますが一心捺印を押してないという状態であります。

（了解と呼ぶ者あり）

議長（末次性男君） 以上で質疑を終わります。

請願第二号についてはお手元に配布の別紙付託表の

とあり建設委員会に付託し、開会中の継続審査とし
詳細なる審議を願うことにします。

議長

(末次性男君)

この際おはかりいたします。

本日の会議

時間は午後五時までとなっておりますが、議事の都合
上あらかじめ延長したいと思ひますがこれにご異議ありません
か。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長

(末次性男君)

ご異議なしと認めます。

よって本日の会

議時間は延長することに決定いたしました。

議長

(末次性男君)

暫時休憩いたします。

午後四時三十三分

休憩

午後四時五十三分

開議

議長

(末次性男君)

日程第三十六開会中の継続審査申し出に

ついてを議題といたします。

建設及び厚生両委員長から目下両委員会において審
査中の案件について会議規則第七十条の規定によりおし
元に配布してあります申出書のとおり開会中の継続審
査の申し出がありますので議事係長をして朗読いたさせます。

(須崎議事係長朗読)

別添参照

議長

(末次性男君)

朗読を終わりました。

十番

(松山清君)

請願第一号については人命にかかわる問題

なので建設委員会において早急に結論を出して実現いた
すに努力されたいと努力をお願いしたいと思います。

以上要旨を述べておきます。

議長

(末次性男君)

おはかりいたします。

本件は申し出のと

おり閉会中の継続審査に付することにいたしましたと思ひます
がこれにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長

(末次性男君)

ご異議なしと認めます。

よって本件は

申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

議長（末次性男君） 日程第三十七特定事件の継続調査についてを議題といたします。

本員会の特定事件について各常任委員会から継続調査の要求がありましたので、
あす元にご配布の特定事件調査事項表のとおり閉会中の継続調査に付したいと思ひますがこれにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（末次性男君） ご異議なしと認めます。 よつて本件特定事件は閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

議長（末次性男君） この際あはかりいたします。 あす元にご

配布のとおり市民から請願及び陳情が提出されましたので、日程に追加し議題といたしたいと思ひますがこれにご異議ありませんか。

せんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（末次性男君） ご異議なしと認めます。 よつて本件は追加日程とし議題とすることに決定いたしました。

議長（末次性男君） 追加日程第一請願第三号市道舗装整備に関する請願書を議題といたします。

事務局長をして請願書の朗読をいたさせます。

（島田議会事務局長朗読） 省略

議長（末次性男君） 朗読を終わりました。

紹介議員吉岡一三君から本趣旨の説明を求めます。

（八番吉岡一三君登壇）

八番（吉岡一三君） ご指名がありましたので紹介議員を代表いたしまして私より本請願書につきまして紹介説明を申し上げます。

請願書道路の位置は添付された図面とあり福生市福

生ニ七五番地よりニ二四六番地、今回新市道認定番号一〇三三三号で旧五五二号、ニ二四五番地市道認定番号一〇六六号で旧五八三号の市道であり、現況はニ七五番地の遠藤木工所かどまで舗装されております。かどからニ七三番地までの認定番号一〇三三三号の幅員は二メートル四〇の八尺道路であります。ニ七三番地よりニ二四六番地までは幅員一メートル八〇の六尺の市道、ニ二四三番地よりニ二五〇番地のかどまで幅員一メートル八〇の六尺道路で、ニ二五〇番地の今回新認定番号一〇七三三号の旧五八三号は幅員三メートル六〇でございますまして二間道路でございます。現在三メートル四〇の道路を工事中であります。この件について昨年、四十七年度の予算により現在引き続き四メートルに拡張、拡張をいたしてほしいという地元住民の要望がありまして、私も八尺道路及び六尺道路沿いの地主及び居住者の方々に呼びかけて、四メートルに拡張の協力をいたさしましたところ、地元の居住者の西側道路沿いが敷地が狭く道路



の反対側の東側道路沿いの土地が農林省旧田村半十郎氏の用地が畑の空地になつてゐるので、田村さんの空地が拡張、拡張をしてほしいという地元の要望でございますので、田村さんに二回ばかり今回の話をいたしました。田村さんは市の道路はお互いに使用道路であるので現在の市道の中心より双方で協力していただくならば協力いたします。このことで双方話し合ひがたいたしまして交渉中でございます。今回請願道路においては請願書とあり、現況では地域住民の不慮の事故を予想されますので現況を私も何回か視察いたしましたところ、私も同情いたします。次第でございます。

何とや地域市民の苦境を考察いたしましたしまして本件請願の実現をいただきますことに緊急急務お力添えをいただきますたく存じます。あえて私といたしましても今回の工事の中四メートル道路を引き続き六尺道路でこのままでも一時しのぎに舗装していただくことを協力いただきます。紹介議員の一員とな